

J R 四国労組ニュース

令和2年5月8日（No.26）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

乗務員系統においても 「一時帰休」協定を締結

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一時帰休については、5月1日から駅やワープなどの職場において実施している。5月16日より列車の運休がさらに拡大・延長されることとなり、一時帰休の対象を乗務員にも拡大させることについて会社と協議を行ってきたが、以下のとおり協議がまとまった。

新型コロナウイルス感染症による事業体制の縮小に伴う一時帰休について

標題について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業務量の急激な減少に対応しつつ、社員等の雇用及び生活を守るため、以下のとおり「一時帰休（休業）」を実施する。

1 休業の実施予定時期等

休業は、2020年5月16日から2020年6月30日までの間において実施する。

2 休業の時間数

休業は、1勤務を単位とし、始業時刻から終業時刻までの間行う。

3 休業の対象となる労働者の範囲及び人数

休業の対象者は、高松運転所及び高知運転所の従業員とし、対象となる社員等は概ね300人とする。休業実施日においては、そのうち概ね10人を休業させるものとする。

4 休業手当の額の算定基準

休業中は、休業日の賃金減額として算定した額の100%相当額の休業手当を支払う。
なお、休業手当の支払方法は有給休暇に準じて取り扱う。

※特殊勤務手当、職務旅費は支払わない。通勤手当は30日以上引き続き勤務しない場合は支給しない。

5 期末手当等

期末手当又は期末一時金の期間率における欠勤期間及びパートナー社員の一時金の勤務日においては、休業日を有給休暇に準じて取り扱う。（期間率等には影響しない）

本部は、新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を鑑みると、一時帰休の対象が拡大される事はやむを得ないと判断し協定を締結することとした。

今後も労使で情報を共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止と早期収束並びに、組合員の雇用の維持に向け、引き続き協議を行っていくことを確認した。

以 上